

**東根市保育料等段階的負担軽減事業費補助金
届出保育施設等に入所する児童の保育料の負担軽減補助のご案内
令和8年4月から令和8年8月分**

東根市では子育て環境の充実を図るため、山形県と連携し、届出保育施設等を利用し特定の所得区分の世帯に属する、保育の必要性が認められる0～2歳児の保育料を補助します。

【対象施設】 届出保育施設・企業主導型保育施設など

【補助対象】 下記の①と、②または③のいずれかがあてはまる児童

① 0～2歳児の保育の必要性が認められる児童

② 市民税所得割合算額97,000円未満(推定年収470万円)の世帯に属する児童(全額補助)

③ 市民税所得割合算額97,000円以上、169,000円未満(推定年収640万円)の世帯に属する児童(半額補助)

※市民税所得割額について令和6年の所得で判定します。

※幼児教育・保育無償化の対象で、既に保育料が無償化されている児童は除きます。

【補助額】

・届出保育施設等に入所児童の場合

区分	対象年齢	補助額
市民税所得割額 97,000円未満	0～2歳児	ひと月当たりに支払った保育料と42,000円のいずれか低い方の全額
市民税所得割額 97,000円以上、169,000円未満	0～2歳児	ひと月当たりに支払った保育料と42,000円のいずれか低い方の半額

・企業主導型保育事業所に入所児童の場合

区分	対象年齢	補助額
市民税所得割額 97,000円未満	0歳児	ひと月当たりに支払った保育料と37,100円のいずれか低い方の全額
	1～2歳児	ひと月当たりに支払った保育料と37,000円のいずれか低い方の全額
市民税所得割額 97,000円以上、169,000円未満	0歳児	ひと月当たりに支払った保育料と37,100円のいずれか低い方の半額
	1～2歳児	ひと月当たりに支払った保育料と37,000円のいずれか低い方の半額

【提出書類】 ・交付申請書(様式第1号)
・保育料負担軽減に関する調書(様式第2号)
・保育の必要性が確認できる書類(保護者分)
⇒保育の必要性の理由に応じて関係書類をご準備ください。※裏面参照
・請求書

【提出先】 タントクルセンター こども家庭課窓口

【提出期限】 令和8年9月24日(木)

保育の必要性の理由	提出書類
① 就労 (月48時間以上) ※育休取得期間は対象外	就労証明書(市指定様式) ※自営業または農業をされている方は事業内容がわかる書類(事業開始届・取引証明書・出荷証明書・確定申告書(収支内訳書)のいずれか1つ)の添付が必要です。
② 出産(産前8週、産後8週) ※認定は当該期間のみ	母子手帳の写し (名前、出産(予定)日が明記されているページ)
③ 病気または障がい	診断書、障害者手帳などの写し
④ 親族の介護	診断書、介護保険証などの写し
⑤ 災害復旧	り災証明書の写し
⑥ 求職活動 ※認定は最大90日	・申立書(市指定様式) ・求職活動をしていることがわかる書類の写し (ハローワークカードなど)
⑦ 就学	在学証明書などの写し

●市民税所得割額の確認方法

特別徴収、普通徴収それぞれの場合について、下記イメージの拡大部分のうち太線に囲まれた部分が市民税の所得割額の金額となります。保護者それぞれの所得割額を合計したもので算定します。

市民税所得割額は所得課税証明書でも確認できますので、令和7年度の所得課税証明書を取得してください。(発行の際料金がかかります)

※寄付金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割控除、配当控除、住宅借入金特別控除がある場合、控除前の税額で算定を行います。

年度 市民税・県民税 特別徴収税額の変更通知書 (納税義務者用)

令和 年度 市・県民税・森林環境税 納税通知書

合計算出所得割額
税額控除等
住宅借入金特別税額控除
寄付金税額控除
所得割額
均等割額
年税額
特別徴収税額

お問い合わせ先

東根市健康福祉部 こども家庭課 保育係 Tel:0237-43-1155